	新潟市認知症介護研修事業　概要①		
	認知症介護基礎研修	**認知症介護実践者研修**	**認知症介護実践 リーダー研修**
ねらい	認知症介護に携わる者が、認知症の人家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすること。	認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得し、福祉専門職として認知症介護を展開できる実践的な能力を介護現場で実践できる力をつけること。	介護現場の実践リーダーとして他の職員を指導し、支援し、チームケアを効果的・効率的に機能させる能力を有した推進役となること。 その際に、認知症介護の理念を現場の実践において展開できること。
研修内容	厚生労働省が示す標準カリキュラムに基づく学習内容	※研修カリキュラムは、認知症介護指導者養成研修修了者の協力とともに策定	
対象者	・　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方	・　原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者 ・　介護保険施設等に勤務する介護職員等で、身体介護に関する基本的な知識・技術（介護福祉士と同等程度）を習得している方 ・　認知症高齢者に関する経験が２年程度の方	・　介護保険施設等に勤務する介護職員等で、介護業務に概ね５年以上従事した経験を有する方 ・　実践者研修を修了して１年以上経過している方、または、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10 年以上、かつ、1,800 日以上の実務経験を有する方あるいはそれと同等以上の能力を有する方であると新潟市が認めた方
標準研修期間	自学習（e ラーニング） 150 分程度	講義・演習　　５日間 職場実習　　４週間 報告会（中間・成果） 各１日間	講義・演習　５日間 職場実習　　４週間 報告会（中間・成果） 各１日間
実施回数及び定員（予定）	各自、新潟市指定団体である認知症介護研究・研修仙台センター、株式会社クーリエへ随時申込	令和８年度 ２回　（６０人/回）	令和８年度 １回　（３５人/回）
実施場所（予定）	令和８年度 自学習（e ラーニング）	令和８年度 講義・演習：新潟テルサ 実習：自施設	令和８年度 講義・演習：新潟テルサ 実習：自施設
費用負担	【受講生負担】 3,000 円もしくは無料	【受講生負担】 23,000 円	【受講生負担】 28,000 円
その他		本研修は，認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者として勤務するための要件になっています。 本研修は，実践リーダー研修・管理者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を受講するための要件になっています。	本研修は，認知症対応型共同生活介護事業所が短期利用共同生活介護費を算定するための要件となっています。

	新潟市認知症介護研修事業　概要②		
	認知症対応型サービス事業開設者研修	**認知症対応型サービス事業管理者研修**	**小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修**
ねらい	認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を身につける。	認知症介護の理念･知識を習得するとともに､認知症対応型事業所を管理・運営していく上で必要な知識・技術を習得すること。	適切な「居宅介護支援計画」や「小規模多機能居宅介護計画」を作成する上で必要な当該サービスに係る知識・技術を身に付ける。
研修内容	※研修カリキュラムは、認知症介護指導者養成研修修了者の協力とともに策定		
対象者	・ 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護事業所を運営する法人の代表者（開設者）	・ 介護保険施設等の介護従事者等であって，身体介護に関する基本的な知識・技術（介護福祉士と同等程度）を習得しており，かつ，認知症高齢者に関する経験が３年以上の方 ・ 実践者研修を修了している方	・ 小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（予定者含む） ・ 実践者研修を修了している方
標準研修期間	講義・演習　　１日間 他施設実習　　１日間	講義、演習　　２日間	講義、演習　　２日間
実施回数及び定員（予定）	※令和８年度は、新潟県が実施主体となります。	令和８年度 １回　（５０人/回）	令和８年度 １回　（３０人/回）
実施場所（予定）		令和８年度 講義・演習：新潟テルサ	令和８年度 講義・演習：新潟テルサ
費用負担	【受講生負担】 6,000 円	【受講生負担】 4,800 円	【受講生負担】 8,500 円
その他	本研修は、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所を運営する法人の代表者に受講が義務付けられています。	本研修は、地域密着型サービス事業所の管理者として勤務するための要件となっています。	本研修は、小規模多機能居宅介護事業所の計画作成担当者として勤務するための要件となっています。

※現時点での予定であり、カリキュラム編成、会場の都合及びその他事情により、変更することがあります。